

秋田県入札制度適正化推進委員会設置要綱

(平成15年1月17日建管－2261)

(設置)

第1条 県が発注した工事等について、入札及び契約手続きの適正な執行を図り、透明性、客観性及び競争性を確保するため、その運用状況等について審議するとともに、技術資料の提出を求める工事等の審査並びに低入札価格調査について技術専門的な立場から審議するため、秋田県入札制度適正化推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「技術資料」とは、落札者の決定、技術提案の評価又は特定をするために対象となる、価格以外の技術的要素をいう。

2 「技術資料の提出を求める工事等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 入札時VE提案方式を適用する工事
- 二 契約後VE提案方式を適用する工事
- 三 設計・施工一括発注方式を適用する工事
- 四 総合評価落札方式を適用する工事
- 五 総合評価落札方式を適用する建設コンサルタント業務等委託業務
- 六 プロポーザル方式の対象となる業務

(委員会の事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 県が発注した建設工事（以下「公共工事」という。）に関し、入札・契約手の運用状況等について報告を受けること。
- 二 公共工事のうち委員会が抽出したものに関し、入札参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は報告をすること。
- 三 公共工事（地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用対象となる工事を除く。）及び前条第2項第5号に係る入札及び契約手続に関する再苦情、工事成績評定に関する再説明請求並びに知事が行った指名停止措置に係る再苦情（以下「再苦情等」という。）についての審議を行い、結果を報告すること。

四 県が発注する前条第2項第1号から第3号における技術提案を求める範囲等の決定、技術提案等の審査等について、意見を述べること。

五 県が発注する前条第2項第4号及び第5号における落札者決定基準の決定、落札者決定に係る審査について、意見を述べること。

六 プロポーザル業務における対象業務の選定等について、意見を述べること。

七 秋田県低入札価格調査取扱要綱第3条に規定する低入札価格調査について、意見を述べること。

(委員会の委員及び任期等)

第4条 委員は、公共工事の入札・契約事務について、学識経験等を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員会は、委員7人以内で組織する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

4 定例会議（第3条第1号及び第2号の事務に係る会議をいう。以下同じ。）は、概ね6か月⁶に1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

5 再苦情処理会議（第3条第3号の事務に係る会議をいう。以下同じ。）は、必要に応じ、開催する。

6 会議は、原則的に公開とする。

7 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(抽出の委任)

第7条 委員会は、第3条第2号の抽出に関する事務をあらかじめ指名した委員に委任することができる。

(意見具申又は報告)

第8条 委員会は、第3条第1号又は第2号の事務に関し、定例会議を開催し改善すべき事項等があると認めたときは、知事に対して意見の具申又は報告を行うことができる。

(再苦情処理)

第9条 委員会は、第3条第3号の事務に関し、再苦情申立申請書（別紙様式）による再苦情等の申立があったとき（知事が行った指名停止措置に係る再苦情の場合は、別に定める様式による再苦情の申立てがあったときとする。）は、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 再苦情処理会議は、第1項の審議を終えたときは、その結果を知事に報告しなければならない。

3 前項の報告は、再苦情処理の申立があった日から50日以内に行わなければならない。

(技術専門部会の設置)

第10条 委員会に、第3条第4号から第7号までに規定する事項を審議するために技術専門部会を置くことができる。

2 技術専門部会に部会長及び副部会長（2人以内）を置き、委員長が指名する委員をもってこれに充てる。

3 部会長は、技術専門部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。
なお、副部会長が2人いる場合は、予め部会長が指名した順位によるものとする。

5 委員会は、委員会としての審議を技術専門部会に行わせることができ、またその際の技術専門部会による意見等をもって委員会による審議結果とすることができる。

(専門委員)

第11条 技術専門部会における審議に専門的な意見を反映させるため、8人以内の専門委員と3人以内の臨時専門委員を置くことができる。

2 専門委員の任期は、3年とする。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

また、臨時専門委員の任期は、３年以内の必要とする期間とする。

３ 専門委員及び臨時専門委員は、知事が委嘱する。

（技術専門部会の開催）

第１２条 技術専門部会は、必要に応じて部会長が召集し、開催する。

２ 部会長は、技術専門部会の議長となる。

３ 技術専門部会は、部会長、副部会長及び専門委員のうち、部会長又は副部会長を含む２名以上が出席しなければ開くことができない。

４ 前項に規定する会議は、原則的に非公開とする。

５ 部会長は、特に専門的事項を審議するために必要があるときは、専門委員又は臨時専門委員に調査・研究を命じ、その結果報告を受けることができる。

（委員会の審議結果の通知等）

第１３条 委員長は、委員会で審議した結果について、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる者あて通知するものとする。

一 第３条第１号から第３号（次号に該当するものを除く。）までに掲げる事項 当該工事等を所管する部局長

二 第３条第３号に掲げる事項のうち知事が行った指名停止措置に係る再苦情に関する報告 知事

三 第３条第４号から第６号に掲げる事項（次号に該当するものを除く。） 当該工事等を所管する入札審査会等

四 第３条第４号に掲げる事項のうち契約後ＶＥ提案方式におけるＶＥ提案の評価に関する意見 当該工事を所管する契約担当者

五 第３条第７号に掲げる事項 当該調査の審査を行う審査委員会

（委員の除斥）

第１４条 委員、専門委員及び臨時専門委員は、第３条第２号から第７号までに掲げる事務については、自己又は３親等以内の親族の利害に関係のある審議に加わることができない。

（守秘義務）

第１５条 委員、専門委員及び臨時専門委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 16 条 委員会の庶務は、建設部建設政策課において行うものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行月日)

この要綱は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 28 日建管－2795 一部改正)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 9 月 4 日建管－1463 一部改正)

この要綱は、平成 15 年 9 月 4 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 28 日建管－2545 一部改正)

1 この要綱は、平成 18 年 3 月 28 日から施行する。

2 平成 18 年 3 月 19 日以前に入札参加者の公募を行った入札に係る低入札価格調査の審議については、なお従前の例による。

附 則 (平成 18 年 9 月 29 日建管－1703 一部改正)

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 8 月 1 日建管－1073 一部改正)

この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 7 月 10 日建管－1044 一部改正)

この要綱は、平成 21 年 7 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 28 日建管－2349 一部改正)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 11 月 4 日建政－1075 一部改正)

この要綱は、平成 28 年 11 月 4 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 29 日建政－1435 一部改正)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式

年 月 日

再 苦 情 申 立 申 請 書

秋 田 県 知 事

あ て

再 苦 情 申 立 者

住 所

氏 名

申 立 対 象 工 事	
申 立 事 項	
申 立 の 根 拠	